

宮労発基 0727 第 1 号
令和 8 年 7 月 27 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 16 日付けをもって、申出代表者基幹労連宮城県本部委員長青田浩一から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 4 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基 0727 第 2 号
令和 8 年 7 月 27 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 15 日付けをもって、申出代表者電機連合宮城地方協議会議長佐藤
斉、JAM南東北宮城県連絡会会長阿部博人から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137
号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県電子部品・デバイ
ス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮城
労働局最低賃金公示第 2 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮労発基 0727 第 3 号
令和 8 年 7 月 27 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 15 日付けをもって、申出代表者自動車総連宮城地方協議会議長新貝健太から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県自動車小売業最低賃金（平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 3 号）の改正に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。